

化学物質に関する法改正の動き

一般社団法人 日本試薬協会 安全性・環境対策委員会
(執筆担当：富士フィルム和光純薬株式会社 阿部 智光)

化学物質に関する法律で令和4年9月から令和4年11月までに改正等のあったものの概要を紹介いたします。これらは概要のため、すべての内容は網羅しておりません。詳細は、必ず官報または当該法律を所管する省庁のホームページ等でご確認ください。

1. 労働安全衛生法 関係

1) 新規化学物質の名称の公表

労働安全衛生法第57条の4第1項の規定に基づき新規化学物質について、その名称が公表されました。

厚生労働省告示第299号(令和4年9月27日付)
通し番号：30266～30437(172品目)(名称省略)

【安全衛生情報センターホームページ：

<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-259-1-0.htm>】

2) 化学物質管理専門家に関する事

(1) 厚生労働省告示第274号(令和4年9月7日付)

労働安全衛生規則第34条の2の10第2項、有機溶剤中毒予防規則第4条の2第1項第1号、鉛中毒予防規則第3条の2第1項第1号及び特定化学物質障害予防規則第2条の3第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(化学物質管理専門家)は次のイ～ニのいずれかに

該当する者と定められました。

①有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号)第4条の2第1項 第1号、鉛中毒予防規則(昭和47年労働省令第37号)第3条の2第1項第1号及び特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)第2条の3第1項第1号の厚生労働大臣が定める者は、次のイからニまでのいずれかに該当する者とする。

イ：労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験(その試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。)に合格し、安衛法第84条第1項の登録を受けた者で、5年以上化学物質の管理に係る業務に従事した経験を有するもの

ロ：安衛法第12条第1項の規定による衛生管理者のうち、衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、その後8年以上安衛法第10条第1項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項で衛生工学に関するものの管理の業務に従事した経験を有するもの

ハ：作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第7条の登録を受けた者(以下「作業環境測定士」という。)で、その後6年以上作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働省労働基準局長が定め

る講習を修了したもの

ニ：イからハマまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

②労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第34条の2の10第2項の厚生労働大臣が定める者は、前号イからニまでのいずれかに該当する者とする。

施行期日：令和5年4月1日：但し②の規定は令和6年4月1日

【安全衛生情報センターホームページ：

<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-354-1-0.htm>】

(2)厚生労働省告示第275号(令和4年9月7日付)

粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号)第3条の2第1項第1号の規定に基づき、粉じん障害防止規則第3条の2第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(化学物質管理専門家)を次のように定められました。

イ：労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。)第83条第一項の労働衛生コンサルタント試験(その試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。)に合格し、安衛法第84条第1項の登録を受けた者で、5年以上粉じんの管理に係る業務に従事した経験を有するもの

ロ：安衛法第12条第1項の規定による衛生管理者のうち、衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、その後8年以上安衛法第10条第1項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項で衛生工学に関するものの管理の業務に従事した経験を有するもの

ハ：作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第7条の登録を受けた者(以下「作業環境測定士」という。)で、その後6年以上作業環境測定士としてその業務に従事した経験を有

し、かつ、厚生労働省労働基準局長が定める講習を修了したもの

ニ：前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

施行期日：令和5年4月1日

【安全衛生情報センターホームページ：

<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-355-1-0.htm>】

3)厚生労働省告示第276号(令和4年9月7日付)

労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第12条の5第3項第2号イの規定に基づき、労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を次のように定められました。

労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第十二条の五第三項第二号イの厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習は、次の各号に定めるところにより行われる講習とする。

一:次に定める講義及び実習により行われるものであること。

イ：講義は、次の表に掲げる科目に応じ、同表の範囲について同表に掲げる時間以上行われるものであること。

科目	範囲	時間
化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性 化学物質による健康障害の病理及び症状 化学物質の危険性又は有害性等の表示、文書及び通知	2時間30分
化学物質の危険性又は有害性等の調査	化学物質の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録	3時間
化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等 その他必要な記録等	化学物質のばく露の濃度の基準 化学物質の濃度の測定方法 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録 がん原性物質等の製造等業務従事者の記録 保護具の種類、性能、使用方法及び管理 労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法	2時間
化学物質を原因とする災害発生時の対応	災害発生時の措置	30分
関係法令	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)及び労働安全衛生規則中の関係条項	1時間

表イ

ロ：実習は、次の表に掲げる科目について、同表に掲げる範囲につき同表に掲げる時間以上行われるものであること。

科目	範囲	時間
関係法令	労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)及び労働安全衛生規則中の関係条項	1時間

表ロ

ハ：次の表に掲げる者は、それぞれに同表に掲げる科目について当該科目の受講の免除を受けることができるものであること。

免除を受ける事ができる者	科目
有機溶剤作業主任者技能講習、鉛作業主任者技能講習及び特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を全て修了した者	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等
第一種衛生管理者の免許を有する者	化学物質の危険性又は有害性等の調査
衛生工学衛生管理者の免許を有する者	化学物質の危険性又は有害性等の調査 化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等

表ハ

ニ：前号の講義及び実習を適切に行うために必要な能力を有する講師により行われるものであること。

施行期日：令和6年4月1日

2. 食品衛生法関係

- 1) 「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」の一部改正について(生食発0929第3号 令和4年9月29日付)

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第12条及び第13条第1項の規定に基づく食品添加物の指定等を要請する場合における手続、要請書に添付すべき必要な資料の範囲等について、「食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針」(平成8年3月22日付け衛化第29号別添。以下「指針」という。)で示されておりますが、今般、「添加物に関する食品健康影響評価指針」が改正されたこと等を踏まえ、指針が改正されました。詳細は下記のリンクよりご確認いただけます。

【日本食品化学研究振興財団ホームページ：
<https://www.ffcr.or.jp/tsuuchi/2022/09/post-70.html>】

- 2) 食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件(厚生労働省告示第319号 令和4年10月26日付)

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第13条第3項に基づき、対象外物質にL-酒石酸カルシウムが追加されました。

施行・適用期日：令和4年10月26日

【日本食品化学研究振興財団ホームページ：
<https://www.ffcr.or.jp/tsuuchi/2022/10/13-1.html>】

- 3) 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(令和4年厚生労働省告示第337号 令和4年11月22日付)

食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正され次の品目について、食品中の残留基準値が改正されました。

農薬エトフェンプロックス、動物用医薬品塩化ジデシルジメチルアンモニウム、動物用医薬品オルトジクロロベンゼン、動物用医薬品クロキサシリン、農薬テトラコナゾール、動物用医薬品及び飼料添加物ナイカルバジン、農薬フェンピロキシメート、農薬フルエンスルホン並びに農薬フロラスラム
施行・適用期日：令和4年11月22日(ただし、食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用)

【日本食品化学研究振興財団ホームページ：
<https://www.ffcr.or.jp/tsuuchi/2022/11/post-71.html>】

3. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)関係

「指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針の一部を改正する告示」が改正されました。(環境省・経産省告示第10号 令和4年11月4日付)

この告示の改正により指定化学物質等の管理の状況について地方公共団体への情報提供及び災害による被害の防止に係る平時からの取組について追加されました。具体的な要件は今後告示される予定です。

以上